

「使用上の情報の提供」も、全く人（機械設備使用者）任せの保護方策である。提供された情報を元に、きちんと機械設備使用者側で機械設備使用部門のスタッフやオペレーターなどが対応してくれればよいが、そうでなければ保護方策としては何の意味も持たなくなる。

また、機械設備製造者側では、リスクの発生が考えられる部分の近くに「警告シール」を貼ったり、警報装置を付けたりすることもこの4つ目の方策でなすべき事になっているが、これら警告等を機械設備使用者（作業員）がきちんと認識してくれるか確約はない。「警告・警報」を知っていながら無視する（守らない）人もいるし、「警告」されていることを認識していても、その場になってつい忘れたとか、「警報」を聞き逃したとか、守れない可能性があることも現実的にはあることである。

4-2 リスクレベルと保護方策の対応

初回のリスクアセスメントを適切に実施することによって、同定したすべての危険状態に対するリスクレベルがそれぞれ定まる。第3章のリスクアセスメント手法の例では、危険状態がⅠからⅤのリスクレベルのいずれかに帰着する。そこで、その危険状態の持つリスクが適切に低減されたレベルか否かが判定できる。この第一回目の判定では、リスクレベルⅠ（些細なリスク）のみが適切となり、それ以外は不適切と見なされるので、何らかの方策が必要となる。

そこで次に行う手順として、リスクレベルがⅡ以上と見積られた危険源・危険状態に対して適切な保護方策を立て、最終的にそれを実施に移すことになる。

ここに、第3章3-4で既に示したリスクレベルの判断基準及び保護方策対応の例を再掲し、リスクレベルとの対応のポイントを確認しておく。